

計画停電時に自動火災報知設備に起きうる事象について

1. 旧P型自動火災報知設備：感知器回路の絶縁が悪いものについては、復電時非火災報を発生する場合があります。
この場合は、火災か否かを確認後、復旧することにより回復します。
2. 火災報知機の受信機は1時間監視の10分作動はよく知られていますが、充電は50時間率で行われていることはあまり知られていません。
完全放電した場合は、完全充電まで50時間を要します。また、バッテリーがある程度回復するためには最低2・3時間必要です。

計画停電の実施に伴う火災予防対策等の徹底について（通知）

（平成23年3月14日東京消防庁予防部長通知の抜粋）

1 消防用設備等、特殊消防用設備等及びその他の防災設備に関する事項

電源を必要とする消防用設備等、特殊消防用設備等及びその他の防災設備の非常電源は、非常電源専用受電設備の場合には停電時に直ちに機能停止となり、自家発電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備の場合であっても、所定の時間を超えた場合には機能停止となります。

- (1) 停電中における消防用設備等、特殊消防用設備等及びその他の防災設備の代替措置等
消防用設備等、特殊消防用設備等又はその他の防災設備などの構造、性能等によっては、次の例に示すような手段によって一時的に代替対処できることも考えられることから、それぞれの設置状況を踏まえて機能確保体制の構築等を図る。

ア 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等

消火器、簡易消火用具の位置及び使用方法を確認する。

イ 不活性ガス消火設備等

起動用ボンベの容器弁開放等の手動による放出操作手順を再確認する。

ウ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備等

巡視警戒態勢を確立しておくとともに、火災発見時の周知・連絡体制について再確認する。

エ 誘導灯

自衛消防隊等による避難誘導體制並びに避難施設及び避難経路について再確認する。

オ 排煙設備、防火戸等

手動操作すべき設備の位置及び操作手順を再確認する。

カ 特殊消防用設備等及びその他の防災設備

個々の特性等に応じた対応手段を再確認する。

(2) 非常電源に対する措置

消防用設備等、特殊消防用設備等及びその他の防災設備の非常電源としての機能確保に努めるとともに、機能損傷等を生じさせない維持管理等について徹底を図る。

ア 操作手順の確認

始動及び停止操作において、手動操作が必要となる非常電源を設置している場合は、操作手順を再確認しておく。

イ 運転中の機能損傷防止

停電中は、燃料切れに至る自家発電設備の運転超過又は蓄電池設備の過放電等により機能に損傷をきたすことのないよう監視の徹底を図る。

ウ 再通電後の自家発電設備機能の早期復旧

再通電後は、燃料補給等の措置により早期の復旧を図る。

なお、燃料を補給する際は、自家発電設備等の完全停止を確認した上で、漏れ、飛散等がないように確実にを行うこと。

エ 危険物の違法な貯蔵・取扱いの禁止

自家発電設備への燃料等の補給を目的に、違法に危険物を備蓄等しない。

オ 結線変更工事等の禁止

非常電源から一般負荷への電力供給等を目的とした結線変更等の工事を行わない。